

「低圧F I T卒業電源の対応」に対するご意見等について

第38回  
スイッチング支援に関する実務者会議  
資料4 別紙1



No.	大項目	ご意見・ご質問	回答									
1	スイッチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>低圧F I T卒業電源地点（既にF I T卒業になっている地点）の切替日（スイッチング日）はどうなるのか？</li> <li>スイッチング受付から切り替えまでの標準処理期間はあるのか。（スマートメータ交換などの理由により、スイッチングまでに多くの時間を要するようなケースがあり得るのか）</li> <li>必ず検針日単位での切り替えとなるのか。（供給側の契約は、必ずしも検針日単位で切り替えているわけではない）</li> <li>F I T卒業電源からF I T卒業電源への切り替えも、必ず検針日単位なのか。（供給側の契約は、必ずしも検針日単位で切り替えているわけではない）</li> </ul>	<p>低圧F I T卒業電源（既にF I T卒業になっている）の場合は、2017年4月の改正F I T法前の低圧F I T電源の受電スイッチング可能であったときと同様に、スマートメーターへの計器取替要否によって以下のとおりになります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取替工事要否</th> <th>標準処理期間</th> <th>スイッチング可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取替工事が必要</td> <td>マッチング日+2営業日+2休日</td> <td>原則、標準処理期間満了日以降の、次回または次々回検針日を選択してください。※ただし、発電者が希望する場合は検針日以外も選択可能です。</td> </tr> <tr> <td>取替工事が不要</td> <td>マッチング日+1営業日+2休日</td> <td>標準処理期間満了日以降の日を選択してください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、低圧F I T電源（低圧F I T卒業電源になる予定）の地点のスイッチング日は、特段の理由がない限り、無償逆潮が発生しないように、原則、受電地点の非F I T契約開始日（F I T買取期間終了月の検針日）としてください。</p> <p>低圧F I T卒業電源から低圧F I T卒業電源へのスイッチングでも同様に、特段の理由がない限り、無償逆潮が発生しないように、原則受電時点の受給契約満了日の翌日をスイッチング日としてください。</p>	取替工事要否	標準処理期間	スイッチング可能期間	取替工事が必要	マッチング日+2営業日+2休日	原則、標準処理期間満了日以降の、次回または次々回検針日を選択してください。※ただし、発電者が希望する場合は検針日以外も選択可能です。	取替工事が不要	マッチング日+1営業日+2休日	標準処理期間満了日以降の日を選択してください。
取替工事要否	標準処理期間	スイッチング可能期間										
取替工事が必要	マッチング日+2営業日+2休日	原則、標準処理期間満了日以降の、次回または次々回検針日を選択してください。※ただし、発電者が希望する場合は検針日以外も選択可能です。										
取替工事が不要	マッチング日+1営業日+2休日	標準処理期間満了日以降の日を選択してください。										
2	スイッチング	<p>（検針日単位の切り替えを必須とする場合）</p> <p>現小売事業者が廃止取次を受けた際、スイッチング日が検針日でない場合は、判断エラーで返答するべきか。</p>	<p>No.1の回答のとおり、スイッチング日が検針日であることは、必須ではありません。</p> <p>ただし、低圧F I T電源（低圧F I T卒業電源になる予定）の地点のスイッチング日は、特段の理由がない限り、無償逆潮が発生しないように、原則、受電地点の非F I T契約開始日（F I T買取期間終了月の検針日）としてください。</p>									
3	スイッチング	<p>供給側とF I T卒業電源のスイッチング日がずれても問題ないのか。</p> <p>（例：供給側は11月1日でスイッチング、F I T卒業電源は11月15日でスイッチング）</p>	<p>問題ありません。（現状の、F I T契約は異動せず供給側契約だけがスイッチすることと同義）</p> <p>ただし、低圧F I T電源（低圧F I T卒業電源になる予定）の地点のスイッチング日は、特段の理由がない限り、無償逆潮が発生しないように、原則、受電地点の非F I T契約開始日（F I T買取期間終了月の検針日）としてください。</p>									
4	スイッチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒F I T買取契約締結解禁後から、かなり時間が経過した後にならなければシステムが稼働しないならば、自由化の際にも同様のケースがあったと思うが、発電者が複数事業者と契約を交わし、複数の買取者から重複してスイッチングが申し込まれる可能性が有る。その様な場合に、どのようにしていずれのスイッチング申込みを正と判断するのか。</li> <li>F I T卒業電源に関するスイッチング支援システムの利用が開始されるまでの期間において、顧客が複数の新小売へスイッチング申込をした場合、スイッチング開始申込が重複するケースがあるが、どのようにして処理されるのか。（申込した新小売すべてに確認をするのか、あとに申し込みしてきた小売のみに確認するのか、先に申込した新小売が優先されるのか）</li> </ul>	<p>低圧F I T卒業電源の託送契約の異動申込（スイッチング受電開始申請、スイッチング受電廃止申請）のスイッチング日は、最長で次々回検針日までになります。そのため、最短でも2019年9月以降にシステムで託送契約の異動申込（スイッチング受電開始申請、スイッチング受電廃止申請）登録が可能になります。</p> <p>託送契約の切替は、上記システム登録可能になった以降に、システムに登録された申込が正となります。ただし、発電者が複数の小売電気事業者に重複して申込を行うという事象が発生した際には、発見した小売電気事業者が発電者にどの小売電気事業者と契約するかを意思確認を行い、発電者がいずれかの小売電気事業者への申込をキャンセルしていただくことになり、システムで解決できる問題ではないと思料いたします。</p> <p>なお、現状でも、低圧供給において、需要者が複数の小売電気事業者に同時に重複して申込を行うケースは発生しており、その場合、当機関では、発見した小売電気事業者が需要者に意思確認をするようにご案内しております。</p>									
5	名義変更	<p>スイッチング支援システム上で名義変更する場合において、別途、系統連系の名義変更申請が必要となるのか。</p>	<p>スイッチング支援システム上の需要者（発電者）名義変更のみの手続きで発電量調整契約の受電地点情報の更新が可能ですので、別途申請は不要です。詳細は後日更新するマニュアルをご覧ください。</p>									
6	再点	<p>受電再点の手続きに必要な情報は、受電地点特定番号のみでよいのか。（系統連系の申請等は不要か）</p>	<p>供給側と同様の再点申込手続きとなります。なお、システム上で発電量調整契約の更新が可能ですので、別途申請は不要です。詳細は後日更新するマニュアルをご覧ください。</p>									
7	再点	<p>受電の遡及再点はあるのか。</p>	<p>低圧F I T卒業電源の遡及受電再点はできません。</p>									

「低圧F I T卒業電源の対応」に対するご意見等について

第38回  
スイッチング支援に関する実務者会議  
資料4 別紙1



No.	大項目	ご意見・ご質問	回答
8	設備情報	動力と電灯を同一需要場所で契約している場合、例えば電灯の設備情報画面の他契約形態に、動力地点が表示される。受電地点においても、同様に、電灯の設備情報画面の他契約形態に、同一需要場所の受電地点が表示されるか。また、受電地点の設備情報画面の他契約形態に、同一需要場所の電灯および動力地点が表示されるか。	供給側と同一需要場所で受電を契約している場合、供給側の供給地点設備情報画面の「他契約形態」欄に、受電地点は表示されませんが、「太陽光、自家発などの系統連系設備」欄が「有」になります。 受電地点の設備情報画面には、「他契約形態」欄はありません。受電地点の設備情報照会画面の項目は、スイッチング支援システム取扱いマニュアル 低圧F I T電源（受電地点設備情報照会）編をご覧ください。
9	設備情報	受電地点特定番号が変更されることがあるのか。あるとした場合、供給側と同様に、変更される3か月前に小売事業者へ通知されるのか。	受電地点特定番号は一般送配電事業者の都合により、変更となる場合があります。受電地点特定番号が変更となるケースについては、スイッチング支援システム取扱いマニュアル 低圧F I T電源（受電地点設備情報照会）編 右肩13ページをご覧ください。 受電地点特定番号が変更となる場合の周知・反映タイミングについても、スイッチング支援システム取扱いマニュアル 低圧F I T電源（受電地点設備情報照会）編 右肩13ページに記載のとおり、受電地点特定番号が変更となるケースに該当する事象が発生した場合は、スイッチング支援システムへの変更反映日の当日までに、各小売電気事業者へ個別にお知らせします。
10	B P 関連	買取量受信について、自動化されるのか。されるのであれば、いつごろされるのか。まだ議題に挙がらない場合は、いつごろ議題に挙がるのか。	「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ帳票」を指している認識ですが、現在一般送配電各社と自動化の実装方式等について継続協議中です。 実装案につきまして、第37回スイッチング支援に関する実務者会議資料3をご覧ください。
11	B P 関連	供給側と同様、30分電力量（速報・日毎・確定）の提供があるのか。	現在の帳票提供タイミング（請求時）以外でのご提供予定はありません。
12	全般	広域機関のシステムが運用開始できるという情報を受けて、小売電気事業者は準備を開始するものとする。小売電気事業者としてはその準備期間を十分に見ていただきたく、システム切替の半年前にはその決定を行っていただかないとなかなか難しい、それを一つの目安として、その時期を目標に検討を進めていただければと思っている。	スイッチング支援システムの低圧F I T卒業電源の対応については、資料4の内容を2018年内で確定し、周知したいと考えております。 なお、マニュアル及び設計書については、2019年1～2月頃の開示予定で考えております。 ただし、外部インターフェース仕様については、現在公開中のスイッチング支援システム設計書内にも記載しております。また、2017年4月の改正F I T法前の低圧F I T電源の受電スイッチング可能であった当時の低圧F I T電源のスイッチング編及び受電再点編のマニュアルは、無効冊子ではありますが、現在公開中のマニュアル内に同梱しております。
13	スイッチング	・スイッチング支援システムでの買取契約切り替えに加えて、発電調整契約の締結が必要になると認識しておりますが、これはスイッチング支援システムでの手続きとは別で申請が必要となりますでしょうか。 ・仮に必要な場合、いつまでに申請が必要となりますでしょうか。	・取扱いマニュアルの総則編に記載の通り、スイッチング支援システムで託送異動申請を行う際は、事前にその地点が存在するエリアの一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、発電量調整供給契約を締結しておく（あらかじめ卒業F I T電源を登録するBGの設定）必要があります。 ・発電量調整供給契約の締結にあたっては、各一般送配電事業者への申込みが必要です。必要情報や審査期間等については、託送供給等約款をご確認の上で各社窓口までお問い合わせ願います。 ・なお、発電量調整供給契約締結済み（あらかじめ卒業F I T電源を登録するBGの設定済み）の場合はスイッチング支援システム上での申請のみとなります。
14	クーリングオフ	FIT卒業電源の買取について「訪問購入」した場合は小売供給同様にクーリングオフの対象となるか。 対象となる場合は、廃止取次や託送申込みを取り消す運用は、どのようなものを想定しているか。	・FIT卒業電源の買取契約（発電者と小売電気事業者間の契約）がクーリングオフの対象とされるかどうかについては、当機関及び一般送配電事業者では判断いたしかねますので、小売電気事業者より直接消費者庁にお問い合わせください。

「低圧FIT卒業電源の対応」に対するご意見等について

第38回  
スイッチング支援に関する実務者会議  
資料4 別紙1



No.	大項目	ご意見・ご質問	回答
15	買取期間満了日	例えば、2009年11月にFIT買取契約を開始したとすると、買取開始日は11月の任意の日、または11月の検針日のいずれかであることが想定され、契約満了日は、2009年11月の任意の日、または検針日の10年後の相当日の前日になると想定される。 この場合でも、契約満了日は例外なく2019年11月の検針日の前日でよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>この例の場合、買取開始日が2009年11月の検針日以前・後により契約満了日が異なります。買取開始日が11月の検針日以前の場合・・・2019年11月の検針日前日</li> <li>買取開始日が11月の検針日より後の場合・・・2019年12月の検針日前日</li> </ul>
16	買取期間満了日	No. 15のケースのうち、任意の日に買取契約が開始されている場合は、予め契約書等で契約満了日をお客さまへお伝えすることは可能と想定するが、検針日単位で契約が始まっていれば、契約満了日をお客さまに予め通知することは困難と想定される。 現状の契約においては契約開始日がいつであれ、契約満了日が正しく顧客に通知されているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会などで、現買取事業者が発電者に対して契約満了日の6～4か月前にまでに通知する方針が議論されています</li> <li>これを受け、現在買い取りを行っている小売電気事業者・みなし小売電気事業者・一般送配電事業者各社は通知書を送付し満了日をお知らせする方針です。</li> </ul>
17	買取期間満了日	お客さまに契約満了日を確認する際に何を参照いただくべきか、正しい情報を提供し、契約満了日の把握を円滑に進めるために各旧一般電気事業者（みなし小売電気事業者）のFIT買取契約書、およびFIT買取期間満了通知のひな形を提供いただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>FIT買取期間満了通知のひな形は現在各社にて検討中につき、回答保留とさせていただきます。</li> <li>FIT買取契約書は、低圧では発行していない契約が大宗を占めますので、提供の意味合いが薄いと思われま</li> <li>す。FIT買取期間満了通知にSWに必要な情報は掲載されていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</li> </ul>
18	買取期間満了日	仮に、FIT買取契約書および買取期間満了通知に、買取期間満了日が記載されていない場合、どのようにして顧客は買取期間満了日を把握するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.16の回答のとおりです。</li> </ul>
19	スイッチング	資料4のP4で「送配電買取のスイッチング支援システムは対象外」とあります。記載頂いた通り、大半のFIT卒業電源については送配電買取ではないと理解しておりますが、一時的に新電力等のFIT電源の買取サービスを利用し、その後送配電買取に切り替えた施主様もいらっしゃいます。このような施主様がFIT卒業時に再度小売事業者による買取を希望された場合、紙ベースでの受け付けとなるのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご認識のとおり、紙ベースでの受付となります。</li> </ul>
20	スイッチング	資料4のP5の申込方法について確認させてください。スイッチングにあたり、アグリゲータ、小売電気事業者が検針日の把握が必要になりますが、FIT買取満了日の通知が施主にどのようにされるのでしょうか？郵送等の書類に受電地点特定番号、契約番号、契約者名義、契約者住所などのスイッチングに必要な情報はすべて記載されるとの認識でよいでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.16の回答のとおり、満了日は通知書を発電者宛に送付する方針で、みなし小売電気事業者・一般送配電事業者各社では、スイッチングに必要な情報は通知に記載される予定です。</li> </ul>

「低圧FIT卒業電源の対応」に対するご意見等について

第38回  
スイッチング支援に関する実務者会議  
資料4 別紙1



No.	大項目	ご意見・ご質問	回答
21	スイッチング	資料4のP5でスマートメーターの取り換え工事の有無により標準処理期間が異なる旨記載されています。 スイッチング支援システムから、逆潮流の計測メーターがスマートメーターか否かどのように把握できるのでしょうか？（施主様に標準処理期間をご案内する際に必要となる情報となるため確認させて頂いております。）	・スイッチング支援システムの機能（受電地点設備情報照会）ではスマートメーターか否かの情報を得られないため、発電者にご確認をお願いいたします。不明の場合は、各一般送配電事業者へお問い合わせください。
22	スイッチング	資料4のP7 施主がFIT卒業日を把握していない場合も想定されるため、「FIT卒業時切替」という選択肢を準備いただけないでしょうか。（あるいは切替日が不明な場合に対応できるようにしていただきたい趣旨です。）	・No16の回答のとおり、発電者は通知にてFIT契約満了日を把握可能でございます。
23	スイッチング	資料4のP7 チェック内容は「受電地点特定番号」および「FIT買取期間」のみでしょうか？「お客様番号」「お客様名義」が追加される等、送配電事業者ごとにチェック項目が異なる場合はご教示いただけると幸いです。	・「再点」、「スイッチング開始申込」及び「スイッチング廃止申込」でのFIT買取満了期間に関する一般送配電事業者各社のチェック内容は、ご認識とおりの2項目（「受電地点特定番号」および「FIT買取期間」）です。ただし、資料4のP7のシステムのチェック仕様については、詳細運用について検討中につき、仕様案が変更となる可能性がございます。
24	スイッチング	資料4のP8 投入が2019年9月開始だとすると、その時期に申込が殺到することが想定されます。申込量が多くてもすべての案件でスケジュールどおりスイッチングされ11月切替は間に合うとの認識でよいでしょうか。（申込数の制限等がないかを確認させていただきたい趣旨です。）	・現状では、申込制限等の設定を予定している一般送配電事業者はございませんが、円滑なスイッチングを実現するためにも極力、お早めにお申込みいただくようお願いいたします。
25	スイッチング	資料4のP9 2019年9月以前に紙ベースのスイッチング申込等を想定されていますでしょうか？	・一般送配電事業者各社にて検討中につき、現時点では未定です。